

第14号議案

愛南町漁港管理条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町漁港管理条例の一部を改正する条例

愛南町漁港管理条例(平成16年愛南町条例第172号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「者から」を「者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)からは」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

漁港漁場整備法の改正に伴い、条例中に引用する条文を改正するため。

愛南町漁港管理条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、町が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>又は</u> 占有の許可を受けた者<u>から</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条</u> 第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、町が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>若しくは</u> 占有の許可を受けた者 <u>又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。)</u>又は<u>法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条</u>第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>